

平成19年 第6回
教育委員会定例会会議録

平成19年6月12日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2241号

平成19年第6回定例会

日 時 平成19年6月12日(火) 午前10時03分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	委 員	五味原 康
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	庶 務 課 長	山 本 修
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千恵子

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
-------	---------	---------

「議題等」

第1 教育長報告事項

- 1 平成19年度懸案課題について
- 2 平成18年度懸案課題進捗状況について
- 3 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について
- 4 港区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について
- 5 学校法律相談制度について
- 6 港南小学校・幼稚園改築基本計画について
- 7 学校選択希望制に関する検討会報告書について
- 8 御成門中・本村小・赤坂小の室内プールの状況について
- 9 区立中学校合同説明会について
- 10 生涯学習推進課5月事業実績と6月事業予定について

- 1 1 図書館・郷土資料館の5月行事实績と6月行事予定について
- 1 2 指導室6月事業予定について
- 1 3 平成18年度港区立小・中学校いじめ、不登校の状況について
- 1 4 港区立学校事案専決規程の一部改正について

第2 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
 - (1) 学校教育の環境整備について
 - (2) 社会教育の施策について

「開 会」

○小島委員長 おはようございます。

それでは、平成１９年第６回港区教育委員会定例会を開催いたします。

（午前１０時０３分）

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、澤委員、お願いいたします。

第１ 教育長報告事項

１ 平成１９年度懸案課題について

○小島委員長 それでは早速日程に入ります。

日程第１、教育長報告事項。

まず初め、平成１９年度懸案課題について、庶務課長、お願いします。

○庶務課長 平成１９年度の懸案課題につきましては、資料として、本日お手元に配布しておりますけれども、大変中身が多くなっておりますので、これにつきましては、次回６月２６日に予定の臨時の教育委員会で、改めてご報告させていただき、補うことでもう１度お願いいたします。

２ 平成１８年度懸案課題進捗状況について

○小島委員長 ２番目、平成１８年度懸案課題進捗状況についてはどうですか。

○庶務課長 これにつきましても同様でございます。

○小島委員長 それでは日程第１の１、２は、次回までに皆さん目を通していただいて、次回、時間をとってじっくりと検討したいと思います。

３ 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

○小島委員長 それでは３番目、港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について、庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、資料３をごらんいただきたいと思います。

規則の改正案の概要ということで俯瞰できる資料を用意してございます。今回の規則の改正のポイントでございますけれども、従来、時間外組合活動は有給で認められておりましたけれども、本年６月１日から組合活動の内容に応じて、従来の賞与の有給の場合と無給職免になる場合に分けられました。これにつきましては、５月１６日に人事委員会から港区教育委員会の方に連絡がありまして、６月１日の施行ということでございます。本来であれば、教育委員会に諮って行うべき議案ということで行うべきだったのですが、５月２２日の教育委員会に間に合わないということで、教育長専決ということで処理をさせていただきましたので、ご報告ということになります。

教育長専決の日が５月３０日です。５月３１日に公布いたしました。そして６月１日から施行と

ということで事務処理をいたしました。

内容でございますけれども、真ん中の人事委員会規則改正の内容というところをご覧くださいと思います。職免の業務内容を四つに新たに分けました。イロハニということになっておりますけれども、イの職員団体における業務ということで、適法な交渉への参加、それから労働組合における業務、これは協議または交渉への参加、これにつきましては従来どおり給与、期末勤勉手当については有給で支給されます。ハの登録職員団体または労働組合、これらが加入する上部団体での業務、いわゆる機関運営への参加につきましては、これらは無給ということになります。それから地方公務員法に規定する連合体の登録職員団体からの委任を受けた業務、こういったものにつきましても、いわゆる機関運営への参加ということで無給ということになります。

この無給というのは、給与と勤勉手当が無給になるということで、期末手当につきましては従来どおり全額支給という形になります。

港区幼稚園教育職員のケースにつきましては、平成18年度、このハとニに該当する決裁は一件もなかったという連絡を受けております。

なお、改正の手法につきましては、区長部局につきましては、いわゆる「ながら条例」の改正ということで、議会の承認を得るということになります。教育委員会としては、規則の一部改正ということで、関連する号、項の規定の整備ということで認証とさせていただきました。

2枚目のページをお開きいただきたいと思います。本来の港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則の内容でございます。その次のページに新旧対照表がございます。上段が改正案、下段が現行ということで、アンダーライン、サイドラインが引いてあるところをご覧くださいと思いますけれども、現行では第2条第2号というところが第2条第1項第2号という形で、イロハにという分けた内容に対応した形の項、号の整備となっております。こういう内容の改正でございます。以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に何かご質問はございますか。

これはイロとハニの扱いを分けていますが、分ける基準は何かあるのですか。

○庶務課長 いわゆる直接的な組合活動については、従来どおり、有給で、いわゆる労働条件の維持、確保に従って有給にします。ところが、労働組合総法の中で、いわゆる委任を受けるとか連合体とかという、いわゆる組合総合のためといいますか、そういう形での活動については、いわゆる労働条件を守ることとちょっと離れますので、それについては無給という形で、機関運営については無給、直接的な労働条件の確保に関する交渉等については、従来どおりという考え方でございます。

○小島委員長 何かほかにございますか。

○澤委員 そうすると給与、勤勉手当については、職免が有給の場合と無給の場合があるという、そういうことになるのですか。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○澤委員 期末手当は全て働いているということで計算する、そういうことになるわけですか。

○庶務課長 いわゆる期末というのは、ある意味これ生活給という形の定義になります。勤勉手当

というのは労務を提供した対価。組合活動する場合は労務を提供していただくわけですので、そういう考え方から、勤勉手当については計算には除く。期末手当というのは、そういう公務員という、立場上、理論上支給されるという考え方で従来どおりでございます。

○小島委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

4 港区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について

○小島委員長 それでは、次に移りまして、港区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について、庶務課長、お願いします。

○庶務課長 資料4をご覧くださいと思います。規程の書いた概要がございます。この中身でございますけれども、総括係長について課長補佐と称することができるというのが、規程改正の内容でございます。

この規程の適用につきましては、6月1日からということにして、6月1日からの施行の中身につきましては、各部の庶務担当課係長で総括係長の職にある者は、課長補佐と称することができる形になります。

来年の4月1日、平成20年の4月1日からは、各部、各課の庶務課係長で、総括係長の職にある者は、課長補佐と称することができるということで、これにつきましては、職員の人材育成並びに係長として課長を補佐するという意識の醸成といえますが、あと対外的にもそういう役割として職務を行うという理念の観点から、今回総括係長という名称のほかに課長補佐という形になります。名称等につきましては、例えば庶務課庶務係長（課長補佐）というような言い方で使われることになろうかと思います。ちなみに東京都の場合は、管理職試験の選考に受かると課長補佐という名称が自動的につきます。港区ではそういう考え方ではなく、人材育成ということで改正するものでございます。

現在、総括係長は4月1日現在で73名おります。このうち、各部の庶務課係長で総括係長にある職の者を10名程度でしたけれども、6月1日午前9時に区長室に呼ばれまして、本日から課長補佐という名称を使うことができますという訓示を受けて、あたっております。

なお、現在、港区の組織の中では、課の数は55ございます。これは担当課長という、例えば教育政策担当課長、学校施設計画担当課長、担当課長というのが17、派遣の課長が3人ということで、全体で75人います。総括係長は73人ということですので、課の数55に比べれば20人ほど多いですが、課長の数に対応しているような組織の内容になっております。

なお、この課長補佐と称することができるということで、処遇的に手当がふえとか、給料が上がるということは一切ございません。ただ、名称ができるだけの内容でございます。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

課長補佐と称することができるということなのですか、皆さんどうするのですか。

○庶務課長 教育委員会の場合は、教育委員会事務局の場合、庶務という担当課は庶務課になります。

す。庶務課の庶務担当課長というのは庶務課長になるのですが、岡田係長が総括係長であれば課長補佐と名乗ることができるのですが、近々そういう係長になろうと思います。今後2、3年間の間に、各部の庶務課の係長は全て総括係長を配置する。課の係長も、庶務課の係長も何人かいますから、総括係長を配置するという方向で人事を進めると聞いています。

○小島委員長 それこそ対外的にもまれながら仕事を一生懸命やっていただいて、給料が少し上がっていかなくてはならない。

○五味原委員 試験があるわけですね。

○庶務課長 試験は総括係長に昇任するときは、面接等の試験がございます。

○五味原委員 面接だけですか。

○小島委員長 主任主事の職の指定。これもやはり試験があるのですか。

○庶務課長 主任主事につきましても、試験というのは言葉の説明です。いわゆる行政的なトレンドの言葉がありますけれども、それをいくつかに分けて二つぐらい自分で選択をして、言葉の意味を説明するという試験等がございます。

○小島委員長 ほかに何か質問は。よろしいですか。

5 学校法律相談制度について

○小島委員長 それでは続きまして、5番目の学校法律相談制度について、教育政策担当課長、お願いします。

○教育政策担当課長 それでは、資料ナンバー5に基づきまして、学校法律相談制度についてご説明をさせていただきます。

本事業につきましては、当初予算に計上しご承認していただいているものでございますけれども、港法曹会と契約が済み、事業がスタートできることになりました。その概要につきまして、説明をさせていただきます。

まず事業の目的でございますけれども、小・中学校及び幼稚園における複雑かつさまざまな法律問題への対応方法について、地元港法曹会の協力のもと、法律の専門家の弁護士から指導、助言を得ることにより、問題の未然防止と早期解決に役立てるものでございます。

この制度によりまして、学校が学習指導や生活指導などの本来業務に専念し、子ども一人ひとりに教師が向かい指導できるように教育委員会として支援していくものでございます。

実施期間は本年6月1日から平成20年3月31日までの年度内契約でございます。

実施形態は、港法曹会との業務委託契約となります。

実施内容でございますけれども、相談者は基本的には小・中学校長先生、それから幼稚園長ということになりますが、場合によっては、教員等も相談できるというような契約になってございます。

2番目、弁護士の方でございますけれども、5総合支所ごとに選任されました5名の弁護士が、総合支所ごとの学校、幼稚園の相談に当たるものでございます。弁護士につきましては法曹会の方から担当の弁護士の方5名、それから多忙な場合で担当の弁護士が対応できないという場合には、副担当の弁護士5名、都合10名を選任いただいております。

相談方法及び場所でございますけれども、基本的には各弁護士事務所での弁護士との面接を原則とします。ただし、相談の内容及び緊急性に応じまして、学校での面談、それから電話またはファックス等の相談も可能といたします。

それでは裏面、2 ページをお開きください。相談内容でございますけれども、学校に対する要求、苦情についての対応方法についての相談ということで、アとしまして、具体的な訴訟事件は除きます。それからイとしまして、学校教育そのものに関する管理運営に関する事項は、基本的にはこの相談には該当いたしません。それからウとしまして、法律問題や、また教育問題が複雑に入り組んでいる案件などについては、教育政策の方で一定程度整理させていただいて、弁護士の先生と調整をさせていただきたいと考えております。

としまして、相談業務以外に港法曹会が認める場合は、人権に関する学校での講演会や評議委員会への参加及びその他学校行事への参加も協力していただけるということでお話をいただいております。

5 番目、相談日時及び回数でございますけれども、原則月曜から金曜までということで、1 回あたり 1 時間以内、回数につきましては、各総合地区ごとに月 3 回を原則としますということになってございます。

申請の手続でございますけれども、基本的に学校長がダイレクトに弁護士に相談するという形ではなくて、一度教育政策担当の方に相談、依頼書に基づいて相談依頼を出していただきます。その後、教育政策担当ではその内容について、ある程度調整、確認をさせていただいて、担当の弁護士と日程調整を行い、日時等を学校長へ連絡し、それで個別の面接という形をとっていきたいという考えでおります。

本事業の特徴でございますけれども、港法曹会と連携した学校法律相談事業というのは全国的にも例がございません。昨今の学校に関するさまざまな法律問題について、訴訟や法律トラブルにならないように事前に弁護士からアドバイスを受け、未然防止や早期解決に役立てるものでございます。

参考までに、実施要綱をつけてございます。内容的には、今ご説明した内容とほぼ同様でございます。簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

○澤委員 非常にいい、これ我田引水になってしまうかもわかりません。いずれにしても、学校現場を支援するという点で、一つの側面からの支援が、具体的な形になって実現したということです。これ予算というのはどのくらい出したのですか。

○教育政策担当課長 本年度 6 月からの契約ということで 10 ヶ月契約で 250 万でございます。

○澤委員 幼稚園、小学校、中学校で 41 ですから、年間 6 万円ぐらいで、先生方が本来の教育業務、それに今課長が言われるように専念できるのであれば、非常にいい。

私も昨晚ほかの家にいて、ではそろそろ帰ろうかと思ったら、港区は、というアナウンサーの声が出て「あれ」と思って、そうしたら大体こちらが考えているようなことを NHK もそういう趣旨を流していました。これ見ても前向きの姿勢で、マスコミは受けとめてくれています。保護者を

敵に回すとかそういうことではなくて。

○教育政策担当課長 昨日、区長の定例のプレス発表ありましたけれども、私どもの説明としましては、基本的に保護者を敵に回すということではなくて、あくまで学校教育の健全化というか、子どもの教育時間を確保するという意味で、そういった支援策だということで、保護者ということだけではなくて、学校にかかわるさまざまないろいろな法律のトラブルがございますので、それについての事前の未然防止、それから解決策をアドバイスしてもらうということで説明をさせていただいております。

○小島委員長 ほかに何かございませんか。

○横矢委員 新聞記事読みますと、両親の離婚による親権トラブルというのが一つのポイントとして出てくるのですけれども、これに答えてくれるのであったら、離婚の話は学校にすればいいのかと一瞬とられそうな内容だと思ったのですけれども。先ほど新聞教育面にも出ているのですけれども、両親の離婚のトラブル。

○教育政策担当課長 この制度自体は、基本的には保護者が相談できる制度ではなくて、あくまで学校の相談ということです。事例としては、そういった両親が離婚の訴訟で家庭裁判所などで係争中で親権がまだ定まってない中で、両方の親が学校へ来て親権を主張するというケースがままありますので、その辺の対応について、学校はそういった対応について知識がないものですから、そういった相談をのっていただくということです。

○横矢委員 そこまで私が思うわけではないのですけれども、一般の方が読まれて、記事を読むと、離婚のトラブルは学校に持ち込めば、法律的にもだれか助けがあるのか、解決されるのかと心配になってくるので、多分ここは聞かれるだろうと思ったものですから。

○小島委員長 この実際の例は私が扱った例なのです。ある小学校の校長先生から私のところに相談があって、お母さんだかお父さんが子どもを現に支配下に入れていて、反対側の親が放課後來て、自分は親だからと子どもを引き取りに。そこで校長先生が「待ってください。今までもこうだから」と断り、その親と口論になる。そうすると納得しない親は弁護士を連れてきて、法的に自分は正当な権利があるのだと主張されると、校長先生も困ってしまうわけです。それで、校長先生に「いや、法律はこういうことなのですよ。拒否してもいいのですよ」という、そういう対応をしたことがあるのです。そういうようなことを今回この法律相談でやろうということです。だからあくまでも、校長先生、現場の先生方が困ったというときの緊急的なアドバイスというのがこの制度になります。学校が離婚問題などを解決するとかそんなことではないのです。

○横矢委員 これだけしか書いていないと、ちょっとよくわからないと思ひまして。

○小島委員長 この制度は教育長が、現場の教員として、指導主事として、学校長として長年勤めてきた間に、多くの法律的な悩みを現場が抱えている現状を踏まえ、専門家である弁護士のアドバイスを得て解決しようという考えから発足したものです。教育長、この制度のねらいを一言。

○教育長 特に学校の先生たちというのは教育の専門家であって法律の専門家ではありません。しかし、子どもをめぐって、この世の中はやはりいろいろな法律があって、トラブルがあるわけです。一概にこれだとかあれだとかという例が出せないほど、いろいろなトラブルというのはあるのです

が、そのトラブルに対して自信を持って、校長先生があるいは学校が対応するためには、一つのやはり法律的な裏づけというのでしょうか、そういったものがやはり必要な場合があります。でもそれは学校の先生たちに求められない。

では、教育委員会はどうかというと、教育委員会は教育行政の法律に基づいて、いろいろなことに関しての指導、助言あるいは支援、そういうことをしますけれども、民事的ないろいろなこういう子どもたちの生活に関するような法律問題については、やはりこれは教育委員会としてもなかなか手が出せない。そういったときに、やはり身近に相談できるそういう法律の専門家である弁護士さんがいるということは大変学校としては心強い。そういう意味合いでこういう制度をつくったわけで、これからこれが生かされればありがたいとそういう感じです。

○横矢委員 ちょっとここではいいことだとは思いますが、具体的に各地区で月に3回までという、そのぐらいの予測になるということで考えているのですか。4回目というか、早い順になるのか、早い順に受けつけられたら、後の人はどうなるのかと思ったのですが、来月に持ち越しとかそうなるのですか。

○教育政策担当課長 初年度の事業ということもありまして、ちょっとやってみなければわからない部分がございます。港法曹会の方では、ある程度その辺は柔軟に対応していただける旨聞いております。余り多いようでしたら、やはり契約金額のこともありますので、一定程度こちらの方では整理していきたいと考えてございます。

○横矢委員 今後ともご報告というか、していただけるのでしょうか、内容について。

○教育長 こういうことを本当に柔軟にいろいろなことをやらないと、制度が硬直化して使えないというのではこれはもう何もならないわけですから、そういった意味では、今年初年度ですから、一定程度の枠ははめる。しかし、それをやりながらまた次年度に改善をしていくと、こういうことが大事だと思います。将来的には、私が描いているのは、学校医さんっていますよね、内科でも眼科でも耳鼻科でも、お医者さん、これは医学の問題ですから、これもやはり学校の先生たちは手が出せない部分。今回もはしかや何かいろいろあります。それからインフルエンザでもいろいろな流行性感冒もあります。そういった、また食中毒の関係などもそうですけれども、そういうものを気軽に校医さんであれば相談できますよね。

そういう意味で、学校医ではなくて、学校弁護士ではないですけれども、そういうような制度にうまく具合に発展できればいいのかという感じがします。ただ1校に1対1の対応でなくてはだめだということではなくて、今回のこういう制度の中でうまく活用できれば、それはそれでいいのではないかと思います。

○小島委員長 今1校一人、いわゆるスクールロイヤーというのを1校一人置きたい。港法曹会もそこまでやっていただければありがたいということなのです。ただ、予算上の問題が出てきます。

港法曹会は港区が実施している法律相談の相談担当として長い歴史を持っています。法律相談担当のほか、住宅供給公社の法律問題とか、港区にかかわるあらゆる法律問題に関与しております。この今回の教育委員会の問題についても非常に積極的に、教育に入れ込んでいます。先ほど横矢委員が言っている3件までで4件目はできないのかというようなことについても、予算に関係なく、

港法曹会としてはその年度に発生した相談は全部やりたい。それをやっていく上にあたって、1 年間見た上で、相談件数がこれだけあるということであれば、教育委員会の方にも若干委託料を上げていただきたいというようなことで、基本的には全て相談があれば、全部引き受けてやります。費用的なことは考えなくて結構ですというような意思も表明しております。

○横矢委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○澤委員 やはり教育長が言われているように、相談しやすいということが大切です。これ一応教育政策担当課長の方に、依頼書を出さなくてはいけないという話だから、課長がうるさく言うと、校長先生は、何だ、面倒だなというようなことにならないように。小島委員の場合だったら、校長先生が個人的に電話をして気軽に相談にのってもらえるというようなことだったと思います。それと同じことをやれというわけではないですけども、気軽に相談できるようにしてください。いずれにしても、私が見たNHKの番組では、区長が説明されていて、教育の港区への具体的な1歩を進められたような印象を受けてニュースを見ていました。教育長が言われているように、とにかく学校が利用、活用しやすいように、そういうことで今年は試行的ですが、いいシステムにしていただくようによろしくお願いします。

○五味原委員 これは非常にいいことで、一番大切なところというのは、校長先生が何か相談に来たいというのは緊急を要する問題点である。それに対して、政策担当がいかに迅速に、勝手な判断をせずにつないでいくかというのがポイントになっていく。ふるいにかけられたら、最終的にはせっかくつくったこういう制度も生きなくなりますので、この辺の運用の仕方が一番大切な部分ではないかと思います。

○教育政策担当課長 今、五味原委員がおっしゃったとおり、初年度でございますので、なるべく学校側に敷居の高い制度ということではなくて、気軽に相談できる制度ということで、これまでも校園長会に何度かご説明をして、その辺についてはもう気軽に相談できるような形で、我々があんまりチェックしない形でやっていきたい旨話しております。初年度でございますので、いろいろな事例が出てくる中で、また来年度に向けてより良い制度にしていければと考えております。

○小島委員長 この1年間いろいろやってみて、より良い制度に来年つなげていこうということですよ。

おおよその程度でよろしゅうございますか。

6 港南小学校・幼稚園改築基本計画について

○小島委員長 それでは次にいきまして、港南小学校・幼稚園改築基本計画について、学校施設計画担当課長、お願いします。

○学校施設計画担当課長 それでは、お手元に資料ナンバー6で、こういうちょっと浅緑色っぽい冊子があると思うのですが、これをご用意いただけますでしょうか。内容は45ページにわたる資料となっておりますので、今回その概要についてご説明させていただきます。

まず、資料の説明に入る前に、今までの経過を簡単にご説明いたします。

港南小学校の校舎は昭和38年に建設されまして、今年で築44年を迎える校舎でございます。

機能的にも現在の教育環境に適合しているとは言えない部分がございます、早期の改築が望まれておりました。

また、近年、港南地区におきましては、業務地から共同住宅地へと土地利用転換が発生し始めておりまして、児童数が急増しております。教育委員会事務局といたしましては、平成１７年度策定の基本計画に、港南小学校の改築計画を計上いたしました。この中では、平成１８年度に基本構想・基本計画を立て、平成１９年度に基本・実施設計、平成２０年度から工事に着工するというような計画を計上しております。

平成１８年９月には、港南小学校の児童急増対策といたしまして、港南中学校の一部を港南小学校の普通教室として活用することと、中庭部分にプレハブ校舎を設置いたしまして、管理諸室を教室として改修することを区議会の常任委員会にご報告いたしました。

さらに、昨年の１１月には、国から取得した港南４丁目用地を一体的に活用する中で、校舎配置を再編成することを、同じく区議会の常任委員会にご報告しております。

それから、こちらの基本計画を策定するにあたりましては、平成１９年１月から４月にかけて、港南小学校ＰＴＡ、幼稚園父母会、地元町会、幼稚園・小学校・中学校長、それと港区担当部局及び教育委員会事務局をメンバーといたしました基本計画策定委員会を設置いたしまして、延べ４回にわたりまして検討を加えております。これはこの冊子の後ろの方になるのですが、４５ページをお開きいただけますでしょうか。こちらに基本計画策定委員会の経過と、ご参加をいただきました方々の名簿を記載してございます。その検討期間中でございますが、平成１９年２月には、港南小学校の建てかえ整備のためには土地として１万８，０００平米必要なこと、それから道路の線形変更により敷地を一体化して整備を行うことを同じ区議会の常任委員会にご報告しております。このような経過の中で基本計画を策定してまいりました。

本書の構成ですが、今度は前に戻っていただきまして、１ページに目次がございます。構成といたしましては、１章が計画概要、２章が配置計画、３章が平面計画・断面計画、これは建物の細部の計画でございます。それから、４章から７章にかけては、今後実施いたします基本・実施設計の仕様等についてまとめたものとなっております。

港南小学校の現況につきましては、概要が２ページにも記載されておりますが、平成１８年５月、ちょうど１年前になりますが、この段階では１２クラス３７３名の生徒が在籍しておりました。今年の平成１９年５月現在では、２クラス増えまして１４クラス、４４９名が在籍となっております。

また肢体不自由児を対象といたしましたたけのこ学級を１クラス４名設置しております。

１ページめくって、３ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに案内図がございますが、現在の港南小学校には隣接して、港南中学校、港南幼稚園が建っております。ここの網かけした部分が計画対象地でございますが、ちょうどその対象地の下半分を斜めに横切るような形で、現在都市計画道路が走っています。こういう状態になっています。

計画の概要でございますが、その隣の４ページに数値的なものをまとめております。現在の計画の予定といたしましては、敷地は３ページの網がかかっている部分です。こちらが中学校、それから幼稚園、児童館と隣接しているのを含みまして、約３３，０００平方メートル。構造・規模とい

たしましては、主要部分は地上4階建て、延べ13,500平方メートルになるのかという計画となっております。グラウンド面積は小学校と中学校とは隣接しておりますが、小学校部分としてカウントするのが、現在約6,200平米という形になっております。

計画のコンセプトについてでございますが、一つおめくりいただきまして、5ページ6ページをご覧くださいませうでしょうか。

こちらに港南小学校の経営方針、教育目標として、四角の中に港南小学校で4点、それから5ページ下の方になりますが、港南幼稚園の経営方針、教育目標として4点、こちらを学校から目標として頂戴しております。それからその隣の6ページになりますが、これは昨年策定いたしました港区における施設整備の基本方針です。こちらは基本構想となっておりますが、こちらから7点のポイントをいただきまして、これらをコンセプトに計画をまとめております。

1ページめくっていただきますと、第2章、配置計画になります。配置計画につきましては、与条件といたしまして、基本構想での計画方針、それから隣接施設との関係性、敷地周辺の状況、それと先ほどご説明いたしました、補助123号線の道路整備、それから取得した用地の既存建物の解体、あるいは現在の小学校の解体、新しい施設の建設工事、それと仮設校舎をどうするか、こういった問題がございましたので、これら全体を視野に入れて検討した結果、7ページの中ほどに書いてございますから番、この9点を与条件として取りまとめました。

これをもとに配置計画を作成いたしまして、次の8ページの比較表になりますが、敷地南東に小学校を配置するA案と西側に配置するB案、これを典型的なものとして比較検討を行いました。こちらの検討の結果、普通教室が南面すること、それから海岸通りの騒音は防音サッシ等で対応可能なこと、それから、中学校の環境に対する整備工事中、それと整備後の影響が小さいなどの理由から、A案をもとにした配置計画とすることとしております。

現在想定している配置計画は、1枚おめくりいただきまして9ページになりますが、まだ設計に入っている段階ではございませんが、ざっと計画を敷地内に並べてみた状況というのがこの9ページの図でございます。

このような配置計画をもとに、次に平面計画・断面計画、言ってみれば、建物の具体的な条件についても検討を行っております。基本構想での計画方針、それから港南小学校・幼稚園のヒアリング等を踏まえまして、まず平面計画の与条件を設定いたしました。こちらは10ページからずっと続いて13ページまでズラズラと書いてありますが特徴的なものについて、ご説明をさせていただきます。

まず、普通教室とオープンスペースについてでございますが、各学年4クラス、計24クラス、そのほかに多目的教室として学年に1教室、これを配置しようという計画を現在立てております。教室のサイズといたしましては8メートル角、並列でオープンスペースを設置するタイプを考えております。

次にラーニングセンターでございますが、これは図書室とコンピューター室を集約いたしまして、学校の中心的な位置に設置しようとするものでございます。それぞれ準備室を設けまして、メディア系に対して、充実した施設を設けようという考えに至っております。

1 ページおめくりいただきまして、次のたけのこゾーン、これは肢体不自由児学級でございますが、普通教室1クラス分を2クラス設置する予定で検討を行っております。また縦に4層に連なる学校でございますので、エレベーターを屋上まで設けまして、屋上の緑化スペースを肢体不自由児学級でも使えるような形にしよう、このように考えております。

次に12ページになりますが、ランチルーム。ランチルームは想定している学年が24クラスと大きい学校でございますので、2学年8クラスが同時に利用できる広さを確保しよう、こういう計画を現在立てております。

次に、1ページおめくりいただきまして体育ゾーンですが、この学校の置かれました周辺環境を考慮いたしまして、プールは屋内の温水と計画しております。これで充実した体育施設ができますので、地域開放を前提として計画することを考えております。またこのプールではたけのこ学級の水中訓練施設を検討することをこの中でうたっております。

それから、併設にあります幼稚園でございますが、幼稚園の中には基礎教室48平方メートル程度を5室設置する予定であります。

次は法規チェックリストでございますが、こちらはちょっと説明を省略させていただきます。

飛びまして、20ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに平面計画の与条件、それと基本構想等の意見を踏まえまして、計画主旨を文章化して取りまとめております。この文章化したものと、それに続きます22ページ以降の図面。これは現在与条件で与えられてものをシングルライン、まだ壁の厚みですとか、柱の大きさは考えてございませませんが、部屋の大きさを並べてかくと、おおよそこのような配置規模になるであろうというのを想定いたしましてまとめた図面、これをセットにいたしまして、基本計画の中の考え方としてまとめてございます。

さらにこれを具現化するにあたって、27ページをお開きいただきたいのですが、大きな建物と大きな敷地の中に建つ学校でございますので、防犯計画の考え方についてもまとめております。できるだけ死角のない建物を目指すことと、セキュリティの確保、これらをしっかりとれるような形で計画を進めるよう、検討を進めております。

それ以降、28ページ以降は、先ほどご説明いたしましたように、今後の基本・実施設計に対する指針を示したものでございます。こちらにつきましては、設計のための参考書という形になるのかなと思いますので、説明は省略いたします。

最後に44ページ、折り込みの部分でございますが、現在想定されているスケジュールをおよそ年度単位にまとめまして、こちらに記載しております。小学校の新校舎は平成22年の供用開始を目指しております。この敷地の中には、そのほかに港南幼稚園、それから中高生プラザと予定されておりますが、これらの全ての建てかえが完了するのは平成24年ごろになると想定しております。それと、先ほど申し上げました道路整備がございまして、これらの事業が完全に終わるのが、さらに1年かかるという想定に立っております。関連する事業等は複雑な調整がございまして、現在の想定から多少前後することも予想されております。雑駁ですけれども、計画についての説明は以上でございます。

○小島委員長 それでは、ただいまの説明について、ご質問ございますか。

○澤委員 私が知っている限りでもかなり大規模な幼稚園、小学校の改築ということで、準備段階にもいろいろ尽力、苦労があったと思いますけれども、何とか今課長からの話のようにまとまってきたよかったというのが第一印象です。いずれにしても、港南地区が港区としては、区内でトップクラスの施設になります。

これはグラウンドは、先ほどの図1ですと、現状よりは大幅広くなるのですか。グラウンドが6,200平米という計画が4ページの下の方にありますけれども、その数値は今のグラウンドと比べるとかなり広いですか。

○学校施設計画担当課長 数字上は、台帳上は現在も6,300平米程度とっていますという形にはなっているのですが、ちょっと9ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの道路が斜めに走っていて、台帳上はこの実際中学校が使っているグラウンドを真二つに割りまして、半分は小学校のものですよという形の計上をしています。ただ、実際はこのバスケットコートが書いてある部分が小学校のグラウンドでして、下側のこの三角形のグラウンドは主に中学校が使っているという形になっておりますので、数字は別といたしまして、実態から比べますと、この部分がこういう形になりますので、小学校としてはかなり充実したグラウンドとなります。もう一つのポイントとしては、中学校との境がありませんので、お互い協力すれば弾力的な運用ができるということになります。

○澤委員 境は一応つくらないという計画なのですね。

○学校施設計画担当課長 仮想線だけで。弾力的な運用ができますので、小・中学校が協力していただければ、区内でも1、2を争うぐらいのグラウンドが用意できると思います。

○澤委員 現状は確か私も運動会に行ったことがありますけれども、人数の割に随分狭いですね。

○学校施設計画担当課長 ここだけを使っておりますもので。

○五味原委員 そうしますと、小学校だけで直線でどのぐらいとれるのですか。

○学校施設計画担当課長 今こちらに書いてあるのが、端から端まで100メートル。実際は助走距離が必要ですので多少短めになります。

○五味原委員 斜めにとれば十分とれる。やはり小学校の高学年、100メートル競走をやりますよね。直線で走った方が。

○澤委員 記録なんかだと、直線の方がやはり出やすいですね。

○小島委員長 80メートルで直線がとれるかとれないか。いずれにしても、きれいな長方形になって、レベルとしては気持ちいいです。

○澤委員 幼小中。

○小島委員長 ここも幼小中共同の教育プログラムにさせていただいて、やれる。

○澤委員 連携のね。体育館の方が出っ張ってしまう。

○小島委員長 これがちょっと気になります。確かに。どうもこの学校も体育館は出っ張っている。

○澤委員 これは総経費というのは、どのぐらいを想定しているのですか。

○学校施設計画担当課長 建物で、まだ設計に入っていないのでアバウトですが、40億か

ら50億、小と幼の合計で。

○小島委員長 幼も含めて。

○学校施設計画担当課長 幼と小とです。

○小島委員長 100億はいかない。

○学校施設計画担当課長 規模が大きいものですから。

○小島委員長 中学校は全然いじらなくても、生徒増に対応できるのではしたか。

○五味原委員 でもそれは小学校がふえてくれば、6年たったら黙ってても。

○小島委員長 既存の中学校校舎で対応、賄えるのではしたか。

○学校施設計画担当課長 中学校そのものの自体は、学年2クラス相当では設計されていますが、各学年1クラスということですので建物としては余裕があります。それと、中学校ができたのが昭和62年で新しい建物ですから、こちらは現状のままで配置を尊重いたしまして、その中で計画するという形をとっております。

○小島委員長 そのほか何かご質問ございますか。

○横矢委員 幼稚園の中に、1ページのところで計画のところの幼稚園のところに、主事室に食育を行うためのキッチン設備を設けると書いてあったので興味を持ったのですが、これは今までの幼稚園にはなくて、何か特別に子どもも何か使えるようなものができるのでしょうか。13ページの主事室のところですか。下から5つ目。

○学校施設計画担当課長 これ、先ほどの10ページの園庭の部分と書いてあるのですが、幼稚園の方とヒアリングを行いまして、確か幼稚園はまだこの食育といいますか、そういうものはカリキュラムとしてはやっていないと思うのです。それを先取りしてできるような施設を設けてほしいという、ヒアリングの結果でここに文言を載せているという形です。ですから、まだカリキュラムと連動してどうこうという形ではなくて、先取りできる部分をこの中に盛り込んでおく、そういう趣旨でやっております。

○横矢委員 ぜひこれはいい形で進めていただければいいですね、子どもも対応するような形でできるといいと思います。

○小島委員長 東側の道路の交通の影響はなさそうですね、この配置計画からいうと。結構交通量多いところなのでしょう。

○学校施設計画担当課長 こちらは川崎方面、大田区その辺を結ぶ幹線道路になっていまして、非常に交通量の多い道路になっております。それから上部を高速道路が走っておりまして、こちらから最近では自動車の規制がありまして減っているのですが、粉塵がプールに飛び込んで、プールが非常に汚れてしまう。それが先ほど申し上げました、環境によって屋内プールにしますという理由なのです。それ以外は防音サッシ等が技術的に進んだ部分もございますので、それらをとって全館空調を入れることで、音それから粉塵に対する防御は学校としては達成できると、そういう発想に立ってちょっと道路寄りになるのですが、そちらの方の配置を検討していると、そういう状況です。

○小島委員長 直接教室等は道路に面していないのですか。

○学校施設計画担当課長 例えば23ページでございますが、南側の新しくできる道路の方に向かって教室を並べよう、こういう計画になっております。

○小島委員長 南側ね。

○学校施設計画担当課長 海洋大学側。こちらの道路が非常に交通量が少ない道路ですので、学校が面する部分は交通量が多い道路からは直接はずれているという形です。

○小島委員長 それとどの図面だったか、大人の目が届く範囲というのがありましたね。何ページでしたか。あれは大変すばらしいですね。

○学校施設計画担当課長 27ページです。

○小島委員長 これなかなかいいです。死角はない。

○学校施設計画担当課長 普通の学校もおよそこういう方針に基づいて、例えば職員室は校庭に面した部分に下さい。あるいは主事室は出入口に近い部分に配置するとかこういう工夫はしております。昨今この防犯に対する考え方というのが明確に打ち出さなくてはいけないようなご時世になってまいりましたので、新たに一節起こしまして、こちらに書き加えているという状況です。ほかの学校もおおむねこのような考え方ではきています。

○小島委員長 警備BOXも何か非常に大きく書いてあります。

○横矢委員 これ拡大図では端っこです。22ページでいう。

○澤委員 もちろんきてみないとわかりませんけれども、非常によくできた設計で、膨大なお金もかけますが、確か私も理工学部が建ったときはそれ以下でした。この小学校、幼稚園は、港区を代表するような設備になるのではないかと、敷地も含めて。一部の前の対面のマンションの人が反対していると言うけれども、この小学校あるいは幼稚園でしたら行ってみたいというような、そういう学校になるでしょう。ですから、担当課長が言われたように、この学校ができると地域の格が上がるような気がします。あとは中身なので、指導室長どうですか。

○指導室長 やはりきましたか。

○小島委員長 いずれくるかと思いました。毎回、高陵中学校のときも、そのような話になりましたね。

○五味原委員 バブルのころから考えたら、大変な違いではないですか。

○小島委員長 澤委員が言うように、港区の小中学校はかなり大きい金額でやっているから。

○次長 過剰な計算をしているわけではない。述べ床が14,000平米ありますので、かなりそういう意味では平米30万としても40億円。それから先ほど説明がありましたけれども、ここは高速道路側にも寄っていますので、屋外でプールでやるとノックスの噴煙なんかでプールの表面が真っ黒になってしまうのです。そういう部分もあって、プール、体育館は全部フィックスされた中に入れる。そうなりますと温水になります。そうすると地下掘りませんから、そんなにかけられないのですけれども、温水冷地域開放型にしていますので、その分がまたプラスされるとか、結構そういう部分もあるのです。

○五味原委員 基礎工事が違ってきますよ。

○小島委員長 さて、おおよそこの程度でよろしゅうございますか。

7 学校選択希望制に関する検討会報告書について

○小島委員長 それでは次に移ります。

7 番目の学校選択希望制に関する検討会報告書について、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー 7 をご覧いただきたいと思います。選択希望制に関する検討会報告書でございます。

昨年度、学校選択制につきましては、教育委員会事務局と小学校長会、中学校長会の会長メンバーとする検討会を設置して選択制度の検証作業、それに基づいてどんな見直しが必要かという議論を進めてまいりました。これが、今回のこの報告書がそのまとめという形になっております。

今日、当委員会の方にこの報告書を報告した後、次回の教育委員会で選択制度見直しについて、どのようにするかということをご審議いただき、決定いただきたいということを考えております。また、教育委員会の方で決定された後は、区民文教常任委員会の方へ報告をし、区民へ周知を図ってまいりたいと考えております。

では、ご報告ということなので今から説明申し上げますが、ご意見をいただければと思っております。

まず、目次でございます。全体の構成として大きな 1 番 2 番までがこれまでの導入にあたっての経緯、制度をこれまで 5 回実施してまいりましたけれども、その制度の実施状況が 2 という形で、これまでの経過が書かれております。

3 番目に、学校選択希望制に関する区民からの意見ということで、私どもがアンケートを実施しております。その点を中心として意見がどのようなものであるかということをもとめています。

4 番目としまして、今後どうしていきましょうかというところをまとめたのが 4 にございます。

おめくりいただきまして、1 番が経過という形なのですが、3 ページ、制度の概要ということで始まってまいります。平成 15 年度の入学から実施してきたのですけれども、3 ページの一番下(2) 実施状況とありますが、平成 15 年度、平成 16 年度というのは、抽せんもなく希望者が全員入学してきているということがございました。

4 ページでございますが、平成 17 年度に関しましては小学校で 3 校、抽せんを実施してきたということでございます。この平成 17 年度の抽せんの結果、学区外からかなり入ってくる数が多かったということで、学校運営上、なかなか支障が生じるということが出てまいりました。それで制度の見直しということをして 1 回行っております。

その制度の見直しとはどのようなことかといいますと、4 ページ(3) にありますように、学区外からの受け入れ人数枠。当初、最初の制度では、例えば学区外から 30 人なら 30 人受け入れますということで数字を明示して受け入れを決めていました。その学区外からの受け入れ人数枠というもののから受け入れ上限数、学校全体として、学区内、学区外のお子さんを合わせて何人まで受け入れますよということを、受け入れ上限数として設定をすると変更しております。

これは、どうしても学校は想定されたクラス規模というのがございますので、どうしても 2 クラス以上は無理な学校もございますので、そういったことを考え合わせて、受け入れ上限数の設定へ

と制度を変えております。

2点目としましては、兄弟枠の優先ということで、小学校のみでございますが、兄妹枠の優先枠を設定してきたという経過があります。兄妹枠の優先につきましては、学区外から希望する場合、その希望校にお兄さんやお姉さんがいる場合は抽せんを優先しますという優先を実施してきております。制度見直し後の実施状況でございますが、平成18年度と平成19年度2ヵ年出ております。いずれにしましても抽せんをやっているということでございます。

小学校で見ていきますと、兄弟枠での平成18年度赤羽小学校と白金小学校で実施してきております。この中でちょっと目立っているのが、やはり兄妹枠での優先入学者が多いということでございます。平成18年度におきましては、赤羽小学校で兄妹枠の優先入学者が20名いまして、兄弟以外の方は全く入れなかったという状況がございました。白金小学校でも兄妹枠での優先枠が13名で、兄妹がいない方の人数が9名という状況でございます。

ページをおめくりいただきまして6ページ。今年度でございますけれども、今年度の入学者につきましても、小学校で2校実施しております。兄妹の優先枠というところを見ていきますと、赤羽小学校では13名が優先枠で入学。それ以外、兄妹がいない方は12名という形になっております。白金小学校につきましてもやはり13名の兄妹の方がいらっしゃる、それ以外の方は15名ということになってきております。

その制度導入後、平成15年の入学生からやっておりますけれども、どういう状況かというのが(5)でまとめてございます。これは小学校で例えば見ていきますと、上が学区域から何人来ているか、学区域外から何人来ているかという数字を示したものでございます。おおむね、毎年学区外の人数が占める割合がどんどん増えてきている、増えている傾向にあるというのは見てとれるかなと思います。小学校では、平成19年度は26%が学区外からの受け入れをやっています。中学校におきましては、既にもう40%を超えるぐらいになってきています。年度によって多少に数字は動きますけれども、大体おおむね4割程度という形に上がってきております。

7ページにまいります。区民からの学校選択制に関する意見はどのようなものかというのは、ここではまとめています。魅力ある区立学校づくりのためのアンケート調査結果からちょっと拾っています。真ん中の方で回収結果というところの部分がございますが、7ページの真ん中です。アンケート、学校選択制についての考えをたずねた結果、続けてほしいと答えた方49.8%、どちらかといえば続けてほしい、の21%を合わせて、おおむね7割の方が学校選択制の継続を望んでいるという結果が得られております。

8ページの一番上に として、学校選択希望制アンケート集計結果とございます。これは学務課の方で各保護者に対して選択希望表を送付する際に、学校選択制のアンケートも同時に実施してきております。これにつきまして、学校選択制の存否を聞く質問項目はありませんが、学校選択制の選択範囲についてどうでしょうかという問いをしております。

小中学校ともに、選択範囲については、現行制度のままを希望する方が一番多かったという結果が出ております。また、特に小学校では現行制度のままという方が多いのですが、やはり区内全校からの選択を希望するという保護者の意見も多く出ています。

あと、アンケートのほかに、地域やPTA等の意見も聞いてまいりました。区民からの意見ということでは、学校選択制度を否定する意見も当然見られます。また、問題点を指摘する意見ですとか反対意見もありますが、大体おおむねの、そういったご意見でございますが、おおむね学校選択制の継続には異論がないと私たちは考えております。

9ページにまいりたいと思います。今後の学校選択希望制のあり方についてというところでございます。まず、最初に制度導入に伴う効果としてどのようなものがあつたかという部分で、私どもちょっと書いております。制度導入に伴って、保護者の学校に対する関心は非常にもうこれは高まったと考えております。学校訪問をやられている、学校公開日にあわせて学校を見に行ったり、ホームページへのアクセスを行っているということで、保護者の方はやはりどの学校にお子さんを入れようかということで、熱心に学校を見ているという傾向は確実にあるのかと思います。

その一方で、学校の方は保護者から選択されるということを意識しまして、特色ある教育活動への取り組みを進めているということでございます。例えば、保育園、幼稚園、小学校が行って、交流事業をやるということですか、または中学校が公立の小学校に行つて交流事業をやるということもあります。学校公開日を年3回、時期を分けて設けたりとか、学校それぞれにいろいろ工夫をしているところがございます。

こうした、学校の取り組みには、現在公立学校への就学者数というのは、人口自体もふえているということもありますけれども、徐々にふえてきてはいるのかと考えております。

(2)で導入後の課題ということで出てきているのがいくつかございます。(2)のところでも五つ指摘しております。一つ目がやはり特定の学校に選択希望者が集中しているということで、希望がかなわない保護者の方が出てきているということ、その一方で小規模化が進んでいる学校もあります。3点目として、兄、姉の優先枠で抽せん実施校では無抽せん入学できる弟、妹という存在がございますので、学区外からの入学者の半数以上が兄妹で占められているという状況にもあります。あとは児童の登下校時の安全確保につきましても、通学範囲が広がっているという状況がございますので、そういった課題もあります。あとは、学校やPTA、地域行事の協力や参加が難しくなっていると、保護者の参加が難しくなっているという状況がございます。

こういった課題につきまして、私ども一つずつ検討を進めてまいりました。まず、制度についてどう考えるかという部分ですが、学校選択希望制につきましては、保護者の意見を踏まえ、アンケート等の結果を踏まえて、おおむね支持をされているのだらうと考えております。学校の選択できる範囲なのですが、小学校においては、やはり通学上の安全、地域と学校のかかわり等を重視しまして、現行の隣接学区制度、隣接の学区から選択することが適当であると考えています。中学校では、小学校とはまた違ひまして、魅力ある学校づくりを目指すということをより重視していきたいということで、中学校については、現行どおり、区内の全校から選択を可能とする自由選択制を維持していこうということでございます。

23区内の状況を見ますと、平成19年、今年の4月現在、19区が学校選択制を導入してきています。自由選択制、区内全域から選べますという区が多いのですけれども、港区としては、小学校につきましては、やはり子どもの育ちに対して地域が果たす役割というのが大きいというこ

とから、隣接学校選択、隣接校からの選択という現行制度を維持していきたいと考えております。

制度については現行制度を維持していくということなのですが、制度の運用面での改善を図っていききたいということで、10ページの下(4)から始まります。運用面でどのようなことを変えていくのかと言いますと、一つ目が兄妹枠の廃止でございます。これは小学校のみでございます。先ほども申しましたように、学区外から入学してくるお子さんの過半が兄妹ということになってきております。この取り扱い自体は、指定校変更制度の中に兄妹がいることというのがその基準の一つということであったことから、学校選択制の実施の際にも同様の取り扱いをしてきたものです。これにつきまして、やはり保護者への負担というのが、兄妹が同じ学校であれば、確かに保護者の負担軽減という意味では効果はあるのだろうと考えます。学校選択希望制というのが、特段事由を決めずに選択すると、学校を選ぶという制度であることから、兄妹がいるお子さんが優先されるということが、逆に言えば、兄弟のいないお子さんに対してどうなのかというところがございます。やはり選択希望者に対する公平、公正という観点から問題があるのではないかと考えます。

結果として、兄弟が多く占めることで、兄弟のいない方の選択枠も狭まってきていますので、選択希望制自体の存在意義という部分も失われることも懸念されるということで、兄弟枠については廃止したいと思っています。

なお、廃止につきましては、これまで兄弟枠優先があるからということで選んできた保護者もいらっしゃると思いますので、段階的に廃止をしていきたいと思っています。

運用面での改善の二つ目が、抽せん対象者の再選択の廃止でございます。現行、学校選択制の希望表をとる際に一つだけ学校を書いてもらう、選択する学校を一つだけ書いてもらって、私どもの方にご提出いただくのですが、それが大体11月です。11月の締め切りが過ぎまして抽せんをするという形になっています。抽せんの結果、もう抽せんの番号を見ると、待っていても入学できないのではないかと考える保護者の方がいらっしゃいます。そうした場合、これまで保護者の意向を尊重しまして、その時点でまだ余裕のある学校への選択を認めてきてございます。これは実質的に、そのお子さんにつきましては第2希望を認めているということでございます。この第2希望の受けつけというのは、手を挙げた人だけが第2希望を受けつけられたということになりますので、制度的な公平性を確保したものではありませんというものでございます。したがって、お子さんと保護者の公平な選択の機会の確保という点から、第1希望の子のみの選択として、第2希望の選択は今後認めないことが適当かと考えます。

3点目が、通学上の安全確保の設定でございます。これはこれまでのやってきたことなのですが、安全確保についてはさらに取り組んでいかななくてはならないと考えております。12ページの方でございませうけれども、当然私どももお子さんの通学に対する安全というのは、これまで同様、取り組んでいかなければいけないのですけれども、やはり保護者の方が選択するにあたって、どこの学校に通うか、どういうふうに通うか、どの道を通って通うかということは配慮していただいた上で、保護者自身が選ぶのが適当であろうと考えております。そういった意味で、保護者への啓発は今後も進めていかなければいけないと思っています。

お子さんの通学上の安全ということでは、通学路点検というのを港区ではやっております。総合

支所になりましたので、総合支所とより連携を深めて、警察署にも協力を得ながら、通学路点検を実施していきたい。港区教育委員会としてもそういったことを取り組んでいきたいと思っております。

あと特色ある学校づくりの支援でございます。やはり、学校選択制の一つの目的としましては、特色ある教育の教育活動の推進ということがございますので、各学校にもそういったことで一緒に取り組んでいただきたいということ。それと同時に教育委員会としては、各学校の取り組みを支援していかなければいけないだろうということがあります。

また、保護者からは、学校選択するに当たって情報ができるだけ欲しいという要望がございますので、学校のホームページの充実等々取り組みを実施していかなければいけないということを考えております。

最後に、5番目、保護者の協力というところで書いているのですが、やはり学校選択制が導入された時期から、学区外から入学してくる方のPTA活動であれ、地域行事であれというところで、協力がなかなか得られないという状況があるようです。保護者に対してこの協力を強制していくことはできませんけれども、その学校の教育に対して評価して選んだ学校であれば、そういった学校の運営、地域行事には参加してください、と協力を促していくことは必要だと思います。また、登下校時につきましても、学校、教育委員会ではやはり十分でない面も出てきますので、保護者の協力は不可欠と考えております。

あと後ろのページにつきましては、14ページ以降は資料編ということになっております。これまでの検討経過ですとか、PTAからの意見聴取の経過等々書いてございます。また、15ページをめぐっていただきますと、後ろ別紙1と書いてありますが、これまでの数字的なものの取りまとめ、別紙3にはそのPTAを中心に意見を聴取してきた内容等を載せております。また別紙につきましましては、学校希望制の経過について、簡単に取りまとめた表をつけております。説明の方は以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、質問はございますか。

○澤委員 今まで教育委員会の中でも意見交換があって、今学務課長から報告があった形でまとめるところまで来て、非常にわかりやすく解説してもらいました。

この中で、私どもが、学校行事に参加したときに、今までもお話していますけれども、PTAあるいは地域の方から学校選択希望制が地域の輪を保つのに必ずしもプラスになっていない、それで今後も続けるのか、見直しが必要ではないのかという意見がありました。そういうレベルの中からも見直しの話があったような気がしたのですけれども、昨年度からの、アンケート結果で制度そのものは区民の皆様が支持しているということで、大きな教育委員会の方針は変えなくてもいいのではないかなというような認識を持ちました。

そういう中で、今学務課長からの話のように、具体的な個々の運用の仕方については改善する点があるということで、確かに兄弟枠ということがこれで見ると、随分ほかの人が不利益になっているような数値が出ています。この枠をはずすと、当然ですけれども、同じ小学生で二つ、要するに複数の学校へ行くようなことになる。これは保護者としては運動会一つとってもなかなか難しい状

況になるわけです。そういうことは、兄弟枠をはずすということは、選択希望制で学区域外に希望する場合にはそういうリスクもあるということをはっきり認識してもらうような努力をしないといけない。公平性から見ると、兄弟枠をはずすということはやむを得ないのかというような気もしています。一方実際にそういうように複数にまたがって学校に通わせるような保護者が出てくるとすると、かなり大変です。もしこれを最終的に教育委員会で決めるのであればその辺のPRがすごく重要。そういう印象を受けて聞かせてもらっていました。

○学務課長 確かにそういったリスクも背負ってという形になりますので、まず1点としては段階的に廃止していきましよう。これまで兄弟枠を入れていますので、やはり保護者側には期待値もあると思います。兄弟がいる方、当面は段階的に廃止していきます。その間にやはり兄弟がばらばらになるということも当然個々出てきますということはちゃんとPRしていかなくてはいけないと思います。

それと同時に、兄弟でどうしても通いたいということであれば、入れる学校は学区域の学校であれば兄弟は必ず受け入れますので、学区域の学校ならば兄弟一緒ということは当然可能ですから、そういったこともあわせてPRをしていきたいと思います。

○小島委員長 平成20年4月から段階的な廃止をするとのことですが、段階的な廃止というのは具体的にどのような内容ですか。

○学務課長 平成20年4月の入学生につきましては、保護者の方は現行制度を見ていらっしゃると思いますので、当面は現行制度で入学ということになります。

○小島委員長 平成20年度は現行どおりと。

○学務課長 そのように私も今考えています。

○小島委員長 段階という意味がよくわからないのですけれども。

○学務課長 次回またそれも含めてお示ししますけれども、例えば平成21年になりますと、今度は2年生以上になるのか。それはよいのか。

○五味原委員 今年入学した人が下に弟がいる、妹がいるから優先枠をもらえるという考えでもって入学したということですね。

○学務課長 ですから平成21年度になれば、3年生以上に兄弟がいる人に優先枠は提供されています。

○五味原委員 ほかから入る人はもうこういう優先枠をもらえませんということですよね。

○澤委員 抽選で入っていただきたいということですね。

○小島委員長 それが段階的という。

○学務課長 それにつきましても、次回、ご審議の際にはお示しして、具体的には段階的というのはこういう形ですということも含めてご報告します。

○教育長 こういう場合もあります。来年入る人が長男長女の場合、下にまだいる場合。もう今後は兄弟優先枠はありません。ですから、あなたのお子さんが1年生に入っても下のお子さんにはそういう権限は生じませんよということも言ってあげなくてはいけません。

○小島委員長 案内しなくてはいけませんね。なるほど、そういうことですか。

○五味原委員 実際に抽せん枠ではずれました。それで指定校変更で入ってきたというお子さんはいますか。

○学務課長 指定校変更で申請を、当該の何かで理由があって、その基準に該当する理由があって入ってきたお子さんはいらっしゃいます。

○小島委員長 ただ今後、兄弟を理由とする指定校変更を認めるか認めないかという基準をさらに細かく整理しなくてははいけない。

○学務課長 そうです。指定校変更基準につきましても、現在見直しをしようと考えております。11ページの方に上の兄弟枠の一番最後の文章のところ、「なお」で書いてあるのですが、あり方についても今後検討を進めますということを書いてあります。

入学前の指定校変更と入学した後の指定校変更の服従というのはちょっと違うかなと、違っていいのかなということは考えても、入学前は選択制ということで全ての区民に対して理由を問わず選択を認めているわけですので、指定校変更基準が違っていいのかというところは考えています。やはり入学前は、選択制ということで、全ての区民に対して、要するに対象者に対して理由を問わずに選択を認めているわけですので、指定校変更基準もやはりそれなりに厳しくしなくてはならないだろうと思います。入学後につきましては、やはり指定校変更は区内の移動の場合に使うのですけれども、1回区民の教育環境、お子さんの教育環境をどのように保障していくかということもありますので、そこは弾力的に考えなくてははいけないかということもあるのかと思っております。兄弟枠につきましては、いずれにしても今後は見直しが必要かと考えております。

○小島委員長 兄弟枠を廃止したのだから、入学時に兄弟がという理由の指定校変更は通らないです。その後の何らかの考えなくてははいけないような具体的事情が発生したかどうかですね。

○学務課長 具体的、客観的な事由ということです。

○小島委員長 ですから、今教育長がおっしゃった、そういうことであれば、地元の自分の地域であれば2人とも行けるのだからというようなお話もあったのだけれども、それはちょっと冷たいのでは。

何らかの具体的事情によって、救ってあげなくてははいけないものがあれば救ってあげるし、ほかの人との公平上無理であるというのであれば致し方ない。

○五味原委員 例えば兄弟枠なくしました。下のお子さんが、弟か妹が抽せんではずれました。該当区域の学校に入学しました。そうすると、上のお兄さんかお姉さんが同じ学校に変更するときには、そのときにはやはり変更届けが必要なのですか。

○学務課長 それは必要です。

○五味原委員 同じことが必要なのですか。

○学務課長 必要です。指定校変更制度で推薦をしていただいて。

○五味原委員 変更制度を使わなければだめなのですか。指定されると、学区域に行くためにはそういうのが必要なのか。

○学務課長 指定校というのはその子個人にとって一つしかないもので、それを変える。

○五味原委員 指定校に帰ってくるのですよ。

○小島委員長 地域に。何校と言うのですか。

○学務課長 ですから、学区域内学校であっても、一たん指定した学校に入ったわけですから、その学校から変更するということであれば、いります。

○五味原委員 なるほど、やはりいるのですね。

○澤委員 理由がなくてはいけない。

○小島委員長 学区域に変わるという指定校変更を拒否するというのは変な話ですけども。

○学務課長 拒否するかどうかはその事由にもよりますので、手続き上は必要です。

○五味原委員 手続き上。

○小島委員長 指定校変更の願いを出して、拒否するということはあるのですか。

○学務課長 あります。行政処分ですから、もちろん基準に該当するかどうかで判断していきます。

○澤委員 ですから、いずれにしても、私の個人的な見解だと中学校はそんな問題はないでしょう。もともと親が運動会に来るのさえなるべく敬遠するような年頃で、3年間しかない。小学校の場合、例えば、いろいろな理由で片親でしたりすると、実際問題として、複数の学校に行ってしまったらすごい大変なことになる。その辺の問題がありますね。

○小島委員長 ですから、学校選択希望制を導入した理想というか希望というかその点と、ちょっと弊害が出てきたとか、PTAに協力してくれないとか、そこら辺の利害調整をどこでどういう基準でやるのがいいのか。どちらを重要視するかなのです。

○五味原委員 区民としては、やはりこれだけのパーセンテージの方々がよしとしている。したがって、運用の仕方の問題点が一番大きな部分ではないか。

○澤委員 優先枠の問題をよく考えてみると、では兄弟がいるとこの制度はすごく使いにくいのではないかという話になってくるわけです。

○五味原委員 ですけども、反対もあります。兄弟がいるからすごく特典が与えられるという面もあるのです。

○澤委員 ですから優先枠でしょ。逆に今優先枠をはずしてしまうと、兄弟がいると、せっかく学校選択希望制という制度がありながら、親としては二の足を踏むということになる。その辺を考慮すると一方ではそういう不公平があることになる。

○小島委員長 今までのもともとの出発点は、そういう学区域も撤廃して自由に行きたいところに行かせようという、出発点はそういうところにあったわけですから、それがいけないといったらもう話は身もふたもないので、そういう希望のある人をいかに希望を満たしてあげるか。しかし、反対的な理論からどこまでそれを制限するか、その接点の判断基準が難しい。

○五味原委員 例えば、赤羽小学校の場合、これ5ページを見るならば、抽せん対象者はなかったわけです、枠が残っていなかったわけでしょ。

○学務課長 平成18年度ですよ。

○五味原委員 そういうことは、抽せんしますよと言うけれども先に全部とられてしまっているわけですよ。

○小島委員長 これもまたちょっと問題がある。

○五味原委員 例えば優先入学者が21人いた場合に、枠が20しかなくて、そうしたらこれも抽せんですか。

○学務課長 いや、兄弟につきましては受け入れています。

○五味原委員 文句なしに入れているわけ。ですからやはり考え方をいろいろと考える必要があるだろう。極端に言えば、この内容からするならば、考えられるのは、やはり施設との問題点というのも、施設というのは1カ月や2カ月、1年やそこいらで即できるわけではないので、施設の大きさというもの、収容能力というものも検討する必要があるのではないかと思うのです。

○小島委員長 なかなか難しい論点がいっぱい出てきます。

○五味原委員 これはちょっとよく勉強しなくてははいけません。

○横矢委員 違う話になるのですけれども、別紙の2のところを見てみると、学校選択希望制アンケート結果：小学校のところに、分けてあって真ん中です。

○小島委員長 別紙2ですね。

○横矢委員 3番目に学校を選んだ基準のところに、学校が近いというのがあるのですけれども、ほかのデータと比べて、ここだけ唐突に平成19年度に、それまで67%とかあったのが11%に下がっています。これは何かのミスなのではないかと思うぐらいすごいのですけれども、これは学校を選ぶ際に何でこのように学校が近いということが考えられなくなったのか。

○学務課長 数字を確認してみます。

○横矢委員 もしこれが本当であるのならば、ちょっと何か通学路の安全というようなことなどを考えても、親の意思が下がる。何かの異常が起きている。ちょっと考えが、注意しないといけないのかと思います。

○五味原委員 選択制の主旨が行き渡ったのではないか。

○横矢委員 でも何かいきなり過ぎではないか。ほかのところはそんなに変わりはない。

○学務課長 ちょっとここ確認して、次回きちんとご報告差し上げます。

○教育長 今のところの別紙2の数字のいくつかあるのです。あまりにも足し算してもちょっと違うのではないのかというのが。別紙3のこの記録なのですけれども、これもちょっと確認してもらいたいのですけれども、別紙3の、これでも明らかな間違いがあるのです。例えば、六本木中学校、平成18年10月25日の六本木中学校でやった中で、上から7段目、高松中学校か六本木中学校か迷っているが、高松中学校の場合、ノーチャイムで教室がない。これは六本木中学校の間違いなのです。こういうのがいくつかあるのです。あとその次のページ、これは高陵中学校でやった一番最後。選択制を始めて、学力は確実に下がってきている。これはあり得ない。だれが言ったのかわからないけれども、これは上がってきているの間違いだと私は思うのですけれども。確実に下がっていったら困ってしまうのでね。これは明らかに間違い、上がってきているの間違いだと思うので、この辺の資料として出すときにもう1回チェックしてください。

○学務課長 チェックしておきます。

○小島委員長 それでは、今日のところはこの程度で次に移りたいと思います。

8 御成門中・本村小・赤坂小の室内プールの状況について

○小島委員長 8 番、御成門中・本村小・赤坂小の室内プールの状況について、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー 8 をご覧いただきたいと思います。

御成門中・本村小・赤坂小の室内プールの状況についてでございます。区内の小・中学校のうち、室内プールであるのは5校あります。この三つのほかに高松中学校と港陽小学校・中学校のプールがあります。今回それ以外の御成門中・本村小・赤坂小のこの三つのプールについての状況報告でございます。

まず、御成門中学校の天井、中学の室内プールの天井が事故といたしますが、支障が出ているということでございます。5月8日でございます。室内プールの天井の一部に損傷があったということで、プールの使用を中止して天井全体の確認をいたしました。最初にちょっと申し忘れましたが、この御成門中学校・本村小学校・赤坂小学校につきましては、学校教育で使う以外にも社会教育として一般に開放しているというプールでございまして、毎日使われているというプールでございます。5月8日、御成門中学校のプールの天井がちょっと損傷したということがありました。即、公開プールは停止しております。損傷箇所の依頼も、劣化の進行している箇所が確認されますので、それも含めて、安全対策工事を実施しております。

御成門中学校につきましては、6月18日を再開ということで今準備を進めているところでございます。この御成門中学校のプールの天井のこの損傷でございますが、原因としては、そのプールの上に機械室がございまして、機械室からの漏水ということでございました。それとやはりプールでございまして、毎日使っているということでやはり湿度が高いという条件、それとプールに使っている塩素、品質管理のために使っている塩素の影響ということで、劣化が進行しているところが見受けられたというのがございました。

御成門中学校の事故を受けまして、学務課としましては、ほかの室内プールはどうであろうかと疑問を持ちまして、水をかえるタイミングを見て、ほかの室内プールについても点検に入ろうということで準備をしておりましたが、それに間に合わずに本村小学校の方で天井が支障が出たということでございます。具体的には5月23日、本村小学校では5月23日、プールの天井の一部が剥離、損傷ということを確認いたしまして、安全対策工事を現在実施してございます。

これは、設備管理を委託している業者が発見いたしまして、学務課の方に連絡を入れたということで、ここにつきましても即公開は中止という形をとっております。

それと同時に、やはり本村小学校で事故が起きましたので、赤坂小学校と高松中学校と港陽中学校につきましても緊急で点検を入れました。そのため、赤坂小学校につきましても2週間程度のまず調査ということで、その本村小学校の事故が発覚した日に即公開を中止しているということでございます。赤坂小学校でもやはり点検の結果、一部劣化が進んでいる部分がございましたので、現在安全対策の工事を実施しているということでございます。

御成門中学校につきましては、6月18日のオープン、再開の時期としておりますけれども、本村小学校と赤坂小学校につきましてはまだ具体的な日程は決まっておりません。6月末を目途に工事

を終わらせ、準備作業を完了させることを目標に今進めているところでございます。

したがいまして、本村小学校と赤坂小学校につきましては7月初旬に再開ということを考えております。

4番目に、現在の対応ということを書いてあります。一番としては、応急対策工事を実施しますということ。あくまでも応急でございますので、本格的な対策工事につきましては、どのような工事にするかとかそういった工事内容、時期を考えなくてはならないということ。あと費用もかかってきますので、そういったことを関係機関と調整する中で今後進めていきたいと考えております。

原因なのですけれども、先ほども申し上げましたが、室内プールの方は温水ということで高温多湿、年間を通じて高温多湿ということ。あと消毒用に塩素を使用しているということで、環境的に大変厳しいというところがございます、一般に比して劣化の進行が速いのではないかとということが推測されます。

この事故を受けまして、学務課としまして、今後室内プールの点検のあり方について、考えていかなくはないと思っているところでございます。

プールの使用中止の期間の措置でございますが、学校は6月中旬ぐらいからプール指導が入ります。また、中学校は部活がございます、1年中使っているという状況があります。学校につきましては、授業につきましては期間をずらしていただくことを今調整をお願いしておりまして、そういった方向で進めております。また、中学校の部活につきましては、高松中学校に振りかえを行い、実施してきております。

一般の区民に対しましては、ホームページ等を通して使用中止をお願いしておりますし、団体利用に関しましては、代替施設等利用の紹介などを行って、振りかえていただいているという状況でございます。

最後になりますけれども、高松中学校と港陽中学校につきましては、点検の結果、今のところ安全性に問題がないということでございます。以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、何かご質問ありますか。

○横矢委員 本当に怪我がなくてよかったと思います。ありがとうございます。すぐにチェックしていただいたので、港区の場合はこれで一安心という気がするのですけれども、他区はどうなのですか。こういう事例というのが、ほかのプールとかで起きているのかどうか。逆に言えば、こういうことが港区であったことを、ほかの区とか、ほかの同じような施設を持っているところに周知をさせて、点検を促した方がいいのではないかと思ったのですが、そういったことは何かされているのですか。

○学務課長 他区で起きたかということ、ちょっと私もその情報は持ち合わせていないのですけれども、学務課長会、23区の学務課長会がございますので、そうした中で話題に出して、喚起を促していきたいと思っています。

○横矢委員 事故がなかった時点で見つかったのが本当によかったもので、これをよく全国的にも情報を広げて、注意を促すきっかけをつくっていただけたらと思います。

○五味原委員 この御成門中学校、本村小学校、赤坂小学校、このうちまず一つ、一番古いのは、古くに建てられたのはどこですか。それから現状でほかにある室内プールはどこどこですか。

○学務課長 一番古いのは赤坂小学校でございます。赤坂小学校が平成2年です。上からいきますと、御成門中学校が平成6年、本村小学校が平成3年、あと二つございまして、高松中学校が平成4年、港陽小中学校が平成8年。区内では5カ所、室内プールでございます。

○小島委員長 よろしいですか。それではこの件は早急に注意をしていただいて、児童・生徒に影響がないよう、いろいろな対応を考えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

9 区立中学校合同説明会について

○小島委員長 続きまして、9番目の区立中学校合同説明会について、学務課長。

○学務課長 資料はございません。口頭でのご報告をさせていただきます。

毎年実施しております区立中学校合同学校説明会を今年度も開催したいと思います。今月30日の土曜日、6月30日の土曜日10時から12時までの予定で、区役所の9階で実施したいと考えております。対象としましては、小学校長会に協力をいただきまして、5、6年生に実施の案内を配布するとともに、区の広報紙に載せたり、ホームページに掲載して周知をしていきたいと考えております。教育委員の先生方にありまして、お時間があればぜひ来ていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

去年、非常に盛会だったということで、我々も時間があれば行きたいと思っております。

10 生涯学習推進課5月事業実績と6月事業予定について

○小島委員長 それでは続きまして、10番目、生涯学習推進課5月事業実績と6月事業予定について。この件につきましては資料の配布を持って報告いたしますので、後ほど資料9をご覧くださいようよろしくお願いいたします。

11 図書館・郷土資料館の5月行事实績と6月行事予定について

○小島委員長 11番目、図書館・郷土資料館の5月行事实績と6月行事予定について、この件につきましては資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料10をご覧くださいようよろしくお願いいたします。

12 指導室6月事業予定について

○小島委員長 12番目、指導室6月事業予定について、この件につきましては資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料11をご覧くださいようよろしくお願いいたします。

13 平成18年度港区立小・中学校いじめ、不登校の状況について

○小島委員長 13番目、平成18年度港区立小・中学校いじめ、不登校の状況について、指導室

長、お願いします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー 12 をご覧ください。平成 18 年度のいじめ、不登校児童・生徒の推移及び暴力行為等の推移につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、 番目でございますが、港区におけるいじめの推移でございます。昨年度、さまざまないじめ問題が大きく事件等として報道され、それを受けまして小中学校ともに 13 件、15 件と計 28 件の報告がございました。これまでにない数値となっておりますけれども、昨年度の問題等を受け、いじめはどこにでも起こり得ることという前提に立ちまして、各学校がきめ細かに子どもの状況を把握した結果であると考えております。

小学校 13 件のうち、解消が 9 件、継続して指導中が 3 件、1 件は転校という形で解消になってございます。中学校は解消が 9 件、継続して指導中が 5 件、転校が 1 件という形で今進めておりまして、うち解消に向けての取り組みを行い、もうそろそろ解消できるのではないかというのが、小中 1 件ずつで計 2 件ということで、継続して指導しているものもまだございます。今後ともこのいじめの問題の解決に向けては、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

昨年度は、ふれあいトークで作成した「港こども宣言」など、各学校でそれぞれが児童・生徒を主体として取り組みを進めていただいておりますし、いじめ相談カードや保護者向けのリーフレット、また全ての児童・生徒と個人面談をしてくださいということをお願いして、その対応をしていただきました。今年度も引き続き、緊張感を持って、このいじめ問題については取り組みを進め、一層充実させていきたいと考えているところでございます。

番目の不登校児童・生徒についてでございます。数字を見ていただきますと、小学校は平成 12 年がピークに、中学校は平成 16 年がピークになってございますが、特に中学校につきましては、平成 16 年の後、17 年度、18 年度と見ていただくように、大幅に減少しておるところでございます。これはこの 69 人という数字に対して、指導室としても危機感を持ちまして、各学校における不登校の解消に努力をお願いしてございます。各学校におけるサポート会議の実施、スクールカウンセラーや関係諸機関との連携など密にしてきた成果であると考えております。35 人、2.14% となり、今後ともこうした数で推移できるよう、サポート会議の充実に向けて努力してまいりたいと思います。

あわせて、つばさ教室、昨年度は 10 名の生徒が通級しておりまして、中 3 が 4 名ございました。そのうち 3 名は高等学校に進学し、1 名のお子さんはずっと引きこもったままということで、なかなかいまだにその状況が続いております。本年度も多くのお子さんがつばさ学級に通級という形で不登校の解消に向けて通級できるよう、学校にも働きかけの努力をしているところでございます。

次の 2 ページ目でございます。暴力行為の状況ですけれども、小学校については 1 校で 3 件の生徒間暴力。中学校は 4 校で 8 件の生徒間暴力及び対教師暴力、これ対教師暴力は 3 校 3 件、生徒間暴力は 1 校 2 件、対人暴力が 1 校 1 件、器物損壊が 1 校 2 件となっております。例えば、対教師暴力の一例といたしましては、教員が注意したことに対して腹を立てて、教師をけ飛ばしたというような例もございまして、きめ細かな指導がこれも必要なのかと考えているところでございます。概

要でございますけれども、以上で報告を終了いたします。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、何かご質問ありますか。

いじめ問題は去年いろいろありましたので、ふれあいトークを行って、各学校でいじめ問題に対しての注意喚起をしてから、それでいじめの実情を発掘したようなそういう面もあるので、それはそれで特に昨年度いじめがふえたというようなことではないと感じがします。

不登校がこれだけ減少したというのは、指導室で何か特に行ったのですか。

○指導室長 サポート会議というのをきめ細かにしてほしいということを引き続いてやっておりまして、その会議にはスクールカウンセラー、子ども支援センター、民生児童委員、あるいは場合によっては児童相談所とか、そういういろいろな諸関係団体の方も大勢来て、その子どものさまざまな家庭状況も含めた問題についてどう解決したらいいかと話し合っています。これはかなり効果のあるサポート会議だったと思っています。

○五味原委員 このいじめという問題については、何かしら大きなものがあるとハードルが低くなる、不登校については、35名、トータル48名という、非常にいい、下がってきたと。これはやはり各学校とつばさ学級ですか、これの連携、この辺が一番大きいポイントではないのか。スタートしたところはつばさ学級、お子さんが実際通ってる方が非常に少なくてという感じがあったのですが、最近はそれなりに活用されている。それから現場の先生方も十分につばさ学級の存在、そして何やっているかを知っていただくことが非常に大切ではないかと思います。

○小島委員長 そのほかございますか。

○澤委員 このことなのですけれども、暴力行為が1校で3件ということは、何か特定のお子さんが繰り返すということなのか。たまたま3件が同じ学校で起こったということなのか、この生徒間暴力とは。

○指導室長 今細かいことを調べているのですけれども、3年の男子の件は、けんかがエスカレートした状態だといった調査をしています。

○澤委員 特に小・中を含めて、結果として重大なというのは何かあるのですか。

○指導室長 中学校の場合につきましては、対教師暴力がいろいろほかの問題も多く含まれておりまして、そのお子さんについてはさまざまな取り組みをして、児童相談所と密に連携をとりながら、家庭状況も含めた対応を進めています。暴力という背景には、家庭の保護者の養育の問題とか、さまざまな問題がございますので、警察に補導されるなども含めた内容も中にはございます。一つひとつの事例というか、子どもに沿ったきめ細かな指導を今後も進める必要があると考えております。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○横矢委員 中学の方なのですけれども、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力等々、それぞれ1校は確実にあるのですけれども、学校はばらばらなのでしょうか、それともどこかに集中して1校になっているのですか。

○指導室長 学校数だと4校です。ですから1校で複数の学校もございます。

○小島委員長 いじめですけれども、去年もいろいろ出たり、今年いじめの生徒がなるべく発生しないようにすることは、教育委員会として非常に大事なことだと思っていますので、今後引き続き

指導室において、各学校でいじめが発生したとき、ご指導のほどよろしく願います。

14 港区立学校事案専決規程の一部改正について

○小島委員長 では、続きまして、14番、港区立学校事案専決規程の一部改正について、指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー13をご覧ください。先ほど、庶務課長から話がありましたように、港区の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例が、6月1日から施行されてございます。また、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の改正に伴いまして、以前お出しいたしました港区立学校事案専決規程の別表の中のその部分につきまして、この二つの規定に関して改正が必要な部分が出てまいりましたので、その一部を改正させていただくという、そういう提案でございます。

条例改正と規則改正が伴いましたので、時間内に行う職員団体の活動に関する職免は、先ほどお話がありましたように、有給扱いの職免と無給扱いの職免がありまして、その準備行為として行われて、無給扱いのものは先ほどお話されたとおりで、二つに分類されたということでございます。

そこで、港区立学校事案専決規程の次のページをおめくりいただきますと、改正前と改正後というその表がありまして、教頭のところにあります下の括弧のところの、適法な交渉及びその準備を行うという、今申し上げた分類二つに分けたものが一緒に載っているでございます。それを改正のところにありますように、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則、先ほどありました2条第1項第1号に規定する業務に参加する場合と文言を変えてございます。

しかしながら、こういう文言を変えたのですが、現在もこの職員団体に関する服務については校長の専決になっておりまして、今も文言を変えても実際に専決する中身については校長が実施するというので、実際の仕事上のものは変わりはありません。規則が変わったことによって文言整理をしなければならないということで、ご提案をしたということでございます。よろしく願います。

○小島委員長 ただいまの説明について、ご質問ございますか。

この件は、先ほどのものと関連して、規則が変わったことによる文言ということでよろしいと思います。

第2 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

○小島委員長 続きまして、日程第1、協議事項。

報告事項について、ほかに何かございますか。

それでは日程第2、協議事項についてです。まず初めに、港区における生涯教育の施策の方向づけ、学校教育の環境整備について、教育政策担当課長、お願いします。

○教育政策担当課長 本日のところ、継続協議で願います。

○小島委員長 続いて、学務課長、お願いします。

○学務課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 それでは、この件については、継続協議といたします。

(2) 社会教育の施策について

○小島委員長 続きまして、社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 本日のところ、継続協議でお願いします。

○小島委員長 それでは、この件について、継続協議といたします。

予定した案件は全て終わりました。ほかに何かございますか。

「閉 会」

○小島委員長 なければ、以上をもって閉会といたします。

次回6月26日火曜日午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。

(午後0時13分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 澤 孝一郎